

川島地区 令和8年度 ごみ収集日程表

2026 (令和8年) 4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 可燃ごみ	4
5	6 資源物	7 可燃ごみ	8 破砕ごみ	9	10 可燃ごみ	11
12	13 ペットボトル	14 可燃ごみ	15	16	17 可燃ごみ	18
19	20 資源物	21 可燃ごみ	22 破砕ごみ	23	24 可燃ごみ	25
26	27 ペットボトル	28 可燃ごみ	29	30		

6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1 資源物	2 可燃ごみ	3 破砕ごみ	4	5 可燃ごみ	6
7	8 ペットボトル	9 可燃ごみ	10	11	12 可燃ごみ	13
14	15 資源物	16 可燃ごみ	17 破砕ごみ	18	19 可燃ごみ	20
21	22 ペットボトル	23 可燃ごみ	24	25	26 可燃ごみ	27
28	29 資源物	30 可燃ごみ				

8月						
日	月	火	水	木	金	土
2	3 ペットボトル	4 可燃ごみ	5	6	7 可燃ごみ	8
9	10 資源物	11 可燃ごみ	12 破砕ごみ	13	14 可燃ごみ	15
16	17 ペットボトル	18 可燃ごみ	19	20	21 可燃ごみ	22
23	24 資源物	25 可燃ごみ	26 破砕ごみ	27	28 可燃ごみ	29
30	31 ペットボトル					

5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1 可燃ごみ	2
3	4 資源物	5 可燃ごみ	6 破砕ごみ	7	8 可燃ごみ	9
10	11 ペットボトル	12 可燃ごみ	13	14	15 可燃ごみ	16
17	18 資源物	19 可燃ごみ	20 破砕ごみ	21	22 可燃ごみ	23
24	25 ペットボトル	26 可燃ごみ	27	28	29 可燃ごみ	30
31						

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1 破砕ごみ	2	3 可燃ごみ	4
5	6 ペットボトル	7 可燃ごみ	8	9	10 可燃ごみ	11
12	13 資源物	14 可燃ごみ	15 破砕ごみ	16	17 可燃ごみ	18
19	20 ペットボトル	21 可燃ごみ	22	23	24 可燃ごみ	25
26	27 資源物	28 可燃ごみ	29 破砕ごみ	30	31 可燃ごみ	

9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1 可燃ごみ	2	3	4 可燃ごみ	5
6	7 資源物	8 可燃ごみ	9 破砕ごみ	10	11 可燃ごみ	12
13	14 ペットボトル	15 可燃ごみ	16	17	18 可燃ごみ	19
20	21 資源物	22 可燃ごみ	23 破砕ごみ	24	25 可燃ごみ	26
27	28 ペットボトル	29 可燃ごみ	30			

- 「カレンダー」でごみの収集日程を確認できます。
- 「分別帳」でごみの分別区分を調べることができます。
- 「携帯電話の通知機能」を使って、市からの情報をお知らせします。
- 「荒天時(台風・大雪など)のごみの収集についてもお知らせしますので、ぜひご利用ください。」

※右記QRコードからダウンロードしてください。

10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2 可燃ごみ	3
4	5 資源物	6 可燃ごみ	7 破砕ごみ	8	9 可燃ごみ	10
11	12 ペットボトル	13 可燃ごみ	14	15	16 可燃ごみ	17
18	19 資源物	20 可燃ごみ	21 破砕ごみ	22	23 可燃ごみ	24
25	26 ペットボトル	27 可燃ごみ	28	29	30 可燃ごみ	31

12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1 可燃ごみ	2 破砕ごみ	3	4 可燃ごみ	5
6	7 ペットボトル	8 可燃ごみ	9	10	11 可燃ごみ	12
13	14 資源物	15 可燃ごみ	16 破砕ごみ	17	18 可燃ごみ	19
20	21 ペットボトル	22 可燃ごみ	23	24	25 可燃ごみ	26
27	28 資源物	29 可燃ごみ	30	31		

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2 資源物	3 可燃ごみ	4 破砕ごみ	5	6 可燃ごみ	7
8	9 ペットボトル	10 可燃ごみ	11	12	13 可燃ごみ	14
15	16 資源物	17 可燃ごみ	18 破砕ごみ	19	20 可燃ごみ	21
22	23 ペットボトル	24 可燃ごみ	25	26	27 可燃ごみ	28
29	30 資源物					

2027 (令和9年) 1月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5 可燃ごみ	6 破砕ごみ	7	8 可燃ごみ	9
10	11 ペットボトル	12 可燃ごみ	13	14	15 可燃ごみ	16
17	18 資源物	19 可燃ごみ	20 破砕ごみ	21	22 可燃ごみ	23
24	25 ペットボトル	26 可燃ごみ	27	28	29 可燃ごみ	30
31						

2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1 資源物	2 可燃ごみ	3 破砕ごみ	4	5 可燃ごみ	6
7	8 ペットボトル	9 可燃ごみ	10	11	12 可燃ごみ	13
14	15 資源物	16 可燃ごみ	17 破砕ごみ	18	19 可燃ごみ	20
21	22 ペットボトル	23 可燃ごみ	24	25	26 可燃ごみ	27
28						

3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1 資源物	2 可燃ごみ	3 破砕ごみ	4	5 可燃ごみ	6
7	8 ペットボトル	9 可燃ごみ	10	11	12 可燃ごみ	13
14	15 資源物	16 可燃ごみ	17 破砕ごみ	18	19 可燃ごみ	20
21	22 ペットボトル	23 可燃ごみ	24	25	26 可燃ごみ	27
28	29 資源物	30 可燃ごみ	31 破砕ごみ			

必ずきめられた日の朝8時30分までに、きめられたものを、きめられた集積場へ出してください。
まちがえて出されたごみは、収集できませんので、ご注意ください。
ごみ集積場の場所や利用時間の詳細については、お住まいの地域の自治会までお問い合わせください。
安心して暮らせる住みよい環境を作っていくため、市としては自治会活動への積極的な参加・参画を促進しています。

水銀が焼却施設に混入すると正常な運転ができなくなります。
可燃ごみ・破砕ごみの収集日には絶対に出不さぬでください。

可燃ごみ

台所から出る生ごみ

水切りは地球を救う

生ごみ(調理くず、残飯など)

紙くず

リサイクルできない紙くず

紙コップ

内側が銀色の紙パック

プラスチック類

ラップ類などのプラスチック製品

合成ゴム製品

弁当などの容器

菓子の袋

シャンプー

マヨネーズなどの容器

ビデオテープ・CDなど

食品トレイ

食品トレイはスーパーマーケット等の回収ボックスをご利用ください。

その他

靴

吸い草

炭

落ち葉、草

紙おむつ、生理用品

ぬいぐるみ

ホース

かばん

アルバム

掃き出しごみ

剪定した庭木(50cm以下のもの)

竹串

落ち葉、草、剪定した庭木(長さ50cm以下・太さ5cm以下)は、週の後半の収集日(月・木収集地区は木曜日、火・金収集地区は金曜日)に出してください。

注意!!

水銀を含む体温計などの廃棄物は、可燃ごみ・破砕ごみには絶対に入れないでください。
水銀が焼却施設に混入すると正常な運転ができなくなります。
水銀血圧計の処理につきましては、環境事業課へお問い合わせください。

はさい破砕ごみ

粗大ごみ

敷パッド

スーツケース

ポリタンク

チャイルドシート

座椅子

ビーズクッション

化粧品のびん

陶磁器

ガラス食器

灰皿・水そうなど

ガラス調度品

プラスチック製衣装ケース

ガラス・陶器類

粗大ごみの戸別有料収集の対象品目となっている品目は集積場には出せません。(裏面参照)

ごみ集積場に出せないごみ

- 耐火金庫
- ウォーターサーバー
- オルガン
- エレクトーン 等

販売店などに引取を依頼するか、四日市市クリーンセンターへ持ち込んでください。

市では収集も処理もしないごみ

- 農薬・劇薬
- ピアノ
- 油類(灯油、ガソリン、オイル類)
- 家電リサイクル法対象品目(家電4品目)
- プロパンガスボンベ
- 消火器
- タイヤ
- 塗料 等

ごみ集積場に出せません。四日市市クリーンセンター、四日市市衛生センターへ持ち込むこともできません。

資源物

(品目ごとに分けてください)

紙類

新聞紙・新聞チラシ

雑誌・雑紙

紙パック(牛乳パックなど)

ダンボール

びん

飲料缶

缶詰

缶詰の缶

菓子や粉ミルクの缶

金属類

包丁

鍋

金属キャップ

ガスコンロ

針金ハンガー

ダンベル

蛍光灯

蛍光灯(LEDを含む)

電球(LEDを含む)

スプレー缶・ライター

スプレー缶

ライター

スプレー缶とライターは他のものと混ぜないでください。

乾電池・水銀体温計

ボタン電池

モバイルバッテリー

乾電池

リチウムイオン電池

バイク用バッテリー

水銀体温計

充電式電池

膨張したモバイルバッテリーも収集します。保管するときは金属製の缶などに入れ高温や衝撃にご注意ください。

小型家電

電子ピアノ

オーディオ

炊飯器

髭剃り

電気ポット

アイロン

電子レンジ

ミシン

時計

ファンヒーター

ウォシュレット

携帯電話

掃除機

パソコン

扇風機

カメラ

電話機

電気カーペット

ビデオデッキ

ゲーム機

事業活動に伴って発生したごみは、ごみ集積場に出せません。

みだりにごみを捨てることは不法投棄となり犯罪です。不法投棄をすると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方が科せられる場合があります。

ペットボトル

(キャップとラベルは可燃ごみ)

ラベルの部分や、底部に材質表示マークのあるペットボトルだけが対象です。

家庭ごみについてのお問い合わせ先

ごみの出し方について	ごみの収集について	ごみの持ち込みについて
環境事業課	北部清掃事業所	四日市市クリーンセンター
☎059-340-3308	☎059-331-3228	☎059-331-6181

ごみ分別の詳細についてはごみガイドブック・市ホームページで確認してください。